

山梨県「重度訪問介護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得した重度訪問介護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、山梨県または山梨県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、重度訪問介護に従事する者又は従事することを希望する者とする。

4 研修の内容

研修は、告示別表第二（以下「基礎課程」という。）、告示別表第三（以下「追加課程」という。）、告示別表第四（以下「統合課程」という。）、及び告示別表第五（以下「行動障害支援課程」という。）に定める研修とし、目的、研修時間及びカリキュラムは次のとおりとする。

(1) 目的

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得

(2) 研修時間

基 礎 課 程	10 時間
追 加 課 程	10 時間
統 合 課 程	20.5 時間
行動障害支援課程	12 時間

(3) カリキュラム

別紙「重度訪問介護従業者養成研修カリキュラム」のとおりとする。なお、研修は、カリキュラム以上のものとする。

また、統合課程のうち、社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 第 1 号の研修課程（以下「基本研修」という。）に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「山梨県介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（第 3 号・特定の者対象）実施要綱」等に基づいて行うものとする。

5 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、2 ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4 ヶ月以内とする。

6 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

7 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式 1）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式 2）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

8 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 21 日から施行する。